

名 称	内 容	利用できる方・問い合わせ先
①介護予防教室	現状の維持・向上や生活改善のための教室を行います。詳しくは広報に掲載します。	65 歳以上の人：市包括支援センター (☎22 - 2111 内線 156・157)
②認知症カフェ	月 1 回集まって交流や情報交換を行います。市内 4 箇所で開催中。認知症の人やそのご家族を中心にどなたでもご利用いただけます。詳しくは右記へお問い合わせください。	・オレンジカフェゆうわ (☎25 - 1212) ・あそカフェ (☎28 - 5015) ・さんさんかふえ (☎24-1064) ・にじいろカフェ (☎22-2111)
③介護保険サービス	詳しい内容は、市高齢者支援課・居宅介護支援事業所にお尋ねください。	要支援・要介護認定者 市高齢者支援課 (☎22 - 2111 内線 155～157) 居宅介護支援事業所 (市ホームページに掲載)
④緊急通報システム	急病等の緊急時、簡単な操作で外部に通報できる機器を設置します。 月額 500 円 及び 電話通話料が必要。	65 歳以上の高齢者のみの世帯等の人で、慢性疾患等があり特に注意が必要な人や 75 歳以上の一人暮らし高齢者：市高齢者支援課 (☎22 - 2111 内線 186)
⑤民生委員	地域での見守りや心配事の相談ができます。	市社会福祉課 (☎22 - 2111 内線 181)
⑥柳井警察署	詐欺、近隣とのトラブル、行方不明になった時等相談できます。	柳井警察署 (☎23 - 0110)
⑦地域見守り型配食サービス	高齢者へ月 1 回程度ボランティアが弁当を配達し、同時に安否確認もしてくれます。	65 歳以上の高齢者単身世帯等で調理が困難な人：市社会福祉協議会 (☎22 - 3800)
⑧認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かい目で見守ります。	市包括支援センター (☎22 - 2111 内線 156・157)
⑨市徘徊・見守りネットワーク、認知症みまもりシール	市に事前登録した方が行方不明になった時、協力事業者と連携し早期発見・保護に取り組みます。認知症みまもりシールを利用することで家族の方と連絡がとれ、早期保護へつながります。	徘徊等で行方不明になる危険性がある人 市包括支援センター (☎22 - 2111 内線 156・157)
⑩シルバー人材センター	シルバー人材センター会員が、家事援助、話し相手等のサービスを行います。	日常生活の中で手助けが必要な高齢者等 柳井広域シルバー人材センター (☎23 - 5959)
⑪消費生活センター	消費者問題の相談にのったり、解決に必要なアドバイスをしたりします。	市商工観光課 (☎22 - 2111 内線 362)
⑫有料在宅福祉サービス	福祉に理解をもった地域の人(協力会員)が家事を中心とした日常生活のお手伝いをします。	日常生活の中で手助けが必要な高齢者等 市社会福祉協議会 (☎22 - 3800)
⑬地域福祉権利擁護事業	福祉サービス利用の援助や日常の金銭管理等を行い、地域で安心して生活できるようにします。	日常生活上の判断が十分できない人 市社会福祉協議会 (☎22 - 3800)
⑭成年後見制度	高齢者に代わって契約を結んだり、財産の管理をお願いできます。	精神上の障害により判断能力が十分でない人 市包括支援センター (☎22 - 2111 内線 157)
⑮柳井医療センター 認知症疾患医療センター	認知症に関する詳しい診断、行動・心理症状や身体合併症への対応等を行う医療機関。受診は予約制です。電話相談も受け付けています。	相談受付時間：平日 8:30～17:00 国立病院機構柳井医療センター認知症疾患医療センター (☎27 - 0321)
⑯市地域包括支援センター	介護や福祉、医療などに関する相談に応じ、問題解決の支援を行います。	市包括支援センター (☎22 - 2111 内線 156・157)
⑰居宅介護支援事業所	適切な介護サービスを利用できるように介護支援専門員が、介護プランの作成等を行います。	居宅介護支援事業所 (市ホームページに掲載)
⑱認知症 110 番	公益財団法人認知症予防財団が、厚生労働省の後援をうけて開設している無料の電話相談窓口です	☎0120-65-4874 月曜日・木曜日 10:00～15:00 (月曜日が休日の場合は原則、翌火曜日)
⑲紙おむつの支給	高齢者を在宅で介護している家族に対し、紙おむつを現物支給します。(支給限度額あり)	認知症や寝たきりのため常時失禁状態の高齢者：市高齢者支援課 (☎22 - 2111 内線 156)
⑳ケアハウス・サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム・養護老人ホーム	ある程度身の周りのことはできるが、自宅での生活が不安になった時に利用できます。	施設でのサービス内容や入所条件は、施設によって違います。 各施設にお問い合わせください。
㉑グループホーム	家庭的な環境で、地域との交流を図りながら生活ができます。	要支援 2 以上で認知症状がある人 各グループホームに直接お尋ねください。
㉒介護老人保健施設	介護やリハビリを通じ、心身の自立を支援し、在宅への復帰を目指し、一定期間入所できます。	要介護 1 以上の人 各施設に直接お尋ねください。
㉓特別養護老人ホーム	常時介護が必要で、在宅での生活が困難な人が入居して日常生活上の支援や介護を受けます。	要介護 3 以上の人 各施設に直接お尋ねください。

認知症の人と家族の道しるべ

(柳井市認知症ケアパス)

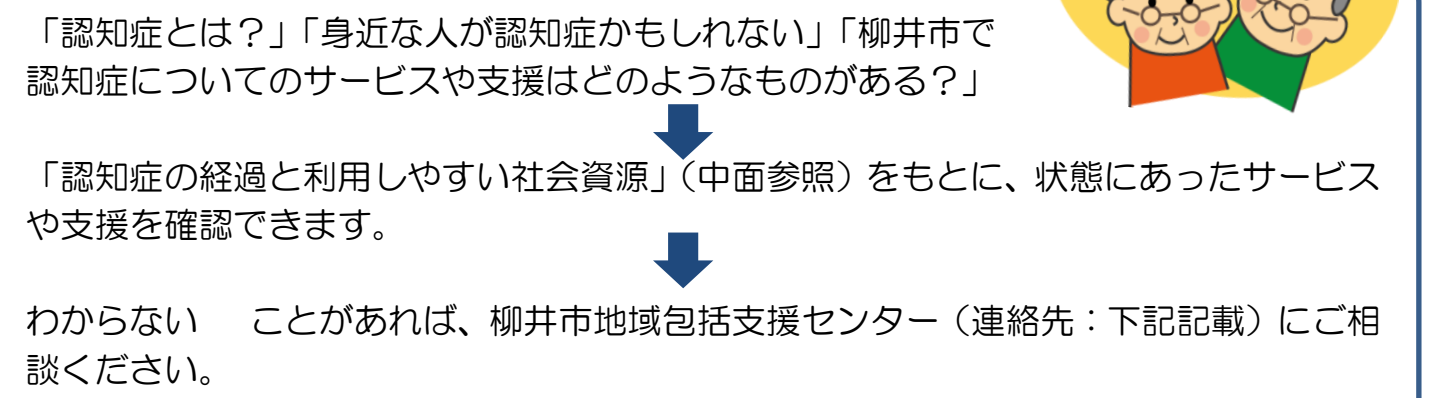
～住み慣れた地域で安心して暮らすために～

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、誰もが認知症の人に接する機会が増えると考えられます。認知症は身近な問題です。

「最近、物忘れがひどくなった」「認知症を予防する（進行を遅らせる）にはどうすればいい」「認知症が進んだらどうしたらいい、どんなサービスが受けられる」等、様々な疑問や不安が出てくると思います。

「認知症の人と家族の道しるべ（認知症ケアパス）」は、「認知症の人の状態に応じたサービスの流れ」を示したもので、「認知症かも」と思った時や認知症と診断を受けた時にどこに相談すればよいか、どのような制度が使えるかなどの情報をまとめたものです。

認知症の人と家族の道しるべ(認知症ケアパス)の使い方



認知症についてのご相談は

柳井市地域包括支援センターへ

高齢者の相談窓口となるのが「地域包括支援センター」です。介護保険サービスや介護保険外のサービスの紹介、医療機関への受診や認知症の人への関わり方のアドバイス等、出来る限り住み慣れた自宅で生活ができるようにお手伝いします。

柳井市地域包括支援センター (☎22 - 2111 内線 156)
柳 井 市 認 知 症 地 域 支 援 推 進 員
(令和 5 年 4 月現在)